平成30年度定期監査の結果に関する報告 (平成31年4月19日付け浜田市監査委員告示第8号) に基づいて浜田市教育長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第6 監査の結果

7 教育部

指 摘 事 項

措置状況

(5) 文化振興課

ア 契約事務について

石央文化ホール舞台照明等改修工 1 石央文化ホール舞台照明等改修 事において、地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号の性質又は 目的が競争入札に適さないものとし て、浜田市随意契約ガイドライン第 2 号(2)②イ「既設部分と密接不可 分の関係にあり、同一施工者以外の 者に施工させた場合、既設部分等の 使用においてトラブルが生じた場合 の責任の所在が不明確になるなど、 著しい支障が生じるおそれがある設 備、機器等の増設、改良(改修)、 補修(修繕)等の工事(業務)を行 うとき」の規定を理由とし、竣工時 の舞台照明装置の設計・施工業者に 対し随意契約を行っていた。有資格 者名簿に登載されている舞台照明機 器設備・保守点検業者は数社あり、 随意契約の理由として乏しく、公平 性、競争性による経済性の確保が懸 念される。ガイドラインの留意事項 にあるように、発注担当課は「随意 契約は契約の例外である」という認 識を持ち、競争入札を原則として選 択すべきものであるから、随意契約 を採用する前に業者選定の公平性・ 経済性が十分確保され、市民に対す る説明責任が果たせる理由かどうか 精査されたい。

工事において、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下 「施行令」という。) 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び浜田市随意契約 ガイドライン第 4 号(2)②イの規 定により、竣工時の舞台照明装置 の施工業者と随意契約を行った理 由については、当該舞台照明は特 殊機器で構成されていること及び 一部の既設機器を残置の上、シス テムを再構築する必要性があり、 専門的な知識及び既設機器の状況 を熟知し、連動運用動作の保証等 の確実な施工が求められ、その特 殊性から他の事業者による施工は 技術的に極めて困難であったため であることから、当該契約方法は 適正であったと思料する。

しかしながら、当該工事にあっ ては、工事施工伺の随意契約の理 由が明確に示されていなかったこ とが指摘を受ける要因となったと 思料するため、今後は当該理由を 明確に示すよう努めることとす る。

2 施設の改修工事等を行う場合 は、安易に施行令第167条の2第1 項第2号の規定による随意契約を 行うことなく、事案ごとに真に当 該随意契約とすべき事案かを精査 するものとする。